

契 約 書



訪問看護ステーション えがお

契約の目的

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法・医療保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は、当事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

訪問看護計画等

第2条

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえて、「訪問看護計画」を作成します。
2. 事業者は、利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」・「指示書」の範囲内で可能な時は、速やかに変更等の対応をおこないます。
3. 事業者は、利用者が訪問看護サービスの変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者・相談支援事業者への連絡調整等の援助をおこないます。

訪問看護サービスの記録等

第3条

1. 事業者は、訪問看護サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護サービス記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の相談を受けることとします。
2. 事業者は、一定期間ごとに訪問看護サービス提供の状況、目標達成の状況等について「訪問看護サービス記録書」等の記録を作成して、利用者に説明の上、提出します。
3. 事業者は、「訪問看護サービス記録書」等の記録を作成した後、5年間はこれを保存し、利用者の求めに応じ、実費負担によりその写しを交付します。

利用料金及びその滞納

第4条

1. 訪問看護サービスに対する利用料金は、訪問看護サービス提供開始にあたり事前説明した重要事項説明書第6項のサービス利用料の通りとします。
なお、利用料金は、関係法令に元づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をした時は、事業者は、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者・相談支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、訪問看護サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整をおこなうよう要請するものとします。
4. 事業者は、前項に定める調整の努力をおこない、かつ本条第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

利用者の解約権

第5条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

事業者の解除権

第6条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難になった場合は、そ

の理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。この場合居宅サービス計画（ケアプラン）・モニタリング等を作成した介護支援事業者もしくは、相談支援事業者にその旨を連絡します。

契約の満了

第7条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了したものとします。

- (1) 第4条の事業者から解除の意思表示がなされたとき
- (2) 第5条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第6条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - ② 利用者について介護認定が受けられなかったとき
 - ③ 利用者が死亡したとき

プライバシーの保護

第8条 事業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第3者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

ただし、当事業所が知り得た情報に関して、主治医との連携・サービスの利用調整・サービス担当者会議の開催等の際に、あらかじめ利用者の同意を得てその情報を主治医・連携機関に提供する場合があります。

損害賠償

第9条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償します。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、その限りではありません。

苦情対応

第10条

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・相談支援事業者・市町村又は国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等をおこなったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

契約外条項等

第11条

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法・医療保険法に基づくサービスを対象にしたもので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

重要事項説明を受けた後、前記の通り訪問看護サービスの契約を締結します。尚、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する事とします。

契 約 日 年 月 日
契 約 時 間 時 分
契 約 場 所 _____

利 用 者

住 所

名 前

印

利用者の代理人

住 所

名 前

印

(注) 代理人には、利用者とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に
立って、事業者との連絡調整等をおこなえる方を記載してください。

事 業 者

所在地： 〒668-0851

豊岡市江本 396-1 101

名 称： たじま医療生活協同組合

訪問看護ステーションえがお

管理者 数 森 章 子 印
